

伊奈町小規模契約希望者登録要領

（目的）

第1条 この要領は、町が発注する小規模な契約について、町内業者を小規模契約希望者として登録し、積極的に活用することにより、町内業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

（登録業者の資格）

第2条 登録できる者は、町内に主たる事業所を置く者で、次に掲げる事項をいずれにも該当しないものとする。

- （1） 成年被後見人又は被保佐人若しくは破産者で復権を得ない者
- （2） 伊奈町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成13年規程第1号）に基づく資格者名簿に登録されている者（同規程第3条第2項第1項の業者に限る。）
- （3） 希望業種を履行するために必要な資格、許可を有していない者

（登録の実施）

第3条 登録を希望する者は、伊奈町小規模契約希望者登録申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、総務課に提出するものとする。

2 申請は、随時受付けるものとする、

3 審査の結果、適格と判定された業者は、伊奈町小規模契約希望者登録名簿（第2号様式）に登録するものとする。

（有効期間）

第4条 登録の有効期間は、登録日から2年とする。ただし、前条第3項により登録した業者（以下「登録業者」という。）から辞退する旨の申出がない場合は、有効期間は継続するものとする。

（登録の辞退）

第5条 登録業者は、第2条第2項各号に該当することとなった場合は、速やかに、伊奈町小規模契約登録辞退届（第3号様式）を総務課に提出するものとする。

（対象となる契約）

第6条 この要領の対象となる契約は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、履行の確保が容易で、かつ、内容が軽易な、原則として設計額が200万円以下のものとする。

（契約保証金）

第7条 登録業者との契約に際しては、伊奈町契約規則（平成9年規則8号）第4条第2項第6号の規定により契約保証金の納付を免除する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。